

様式第1（第3条関係）

し尿汲取券売捌事務委託契約書

岩倉市し尿汲取券売捌事務に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき岩倉市（以下「甲」という。）と受託者（売捌人）（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、し尿汲取券売捌事務（以下「売捌事務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託し、信義に従って誠実に要綱に基づき売捌事務を履行するものとする。

（売捌事務の範囲）

第2条 甲が乙に委託する事務の範囲は、し尿汲取手数料徴収に必要な汲取券の売捌事務とする。

（汲取券の交付）

第3条 乙が甲から汲取券の交付を受ける場合、し尿汲取券交付申請書を甲に提出し、交付を受けるものとする。

（売捌事務実績報告）

第4条 乙は、各月始めから月末までの汲取券の売捌実績をし尿汲取券受払表に記載するとともに、その実績を翌月の10日までにし尿汲取券売捌実績報告書により甲に報告しなければならない。

（売捌代金納入方法及び納入期限）

第5条 乙は、甲が発行したし尿汲取券売捌代金納入通知書により売捌代金を岩倉市指定金融機関、指定代理金融機関又は収納取扱協力機関へ納入通知書の発行日から10日以内に納入しなければならない。

（委託料の請求及び支払）

第6条 乙は、甲に実績報告書の提出と同時に委託料の請求を行い、請求金額は、次条の委託料の額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、甲はそれを審査し適正であると認めた場合、

請求のあった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(委託料の額)

第7条 委託料の額は、実績報告書に基づく売捌総額に100分の7を乗じた額とする。

(売捌きの禁止及び引換え)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する汲取券を売捌いてはならない。また、甲は、乙の請求に基づき引き換えるものとする。

- (1) 偽造したもの
- (2) 内容を改変したもの。ただし、市長が特別に必要と認めたものは除く。
- (3) 破損したもの
- (4) 印刷の不要なもの

(災害補償)

第9条 乙が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により汲取券を滅失した場合、甲に再交付の請求をするものとする。また、甲は乙の請求に基づき、審査及び調査をし、正当であると認めた場合は、その滅失した汲取券に相当する汲取券を乙に交付することができる。

(事故等による損害賠償責任)

第10条 盗難、紛失、その他、乙に責のある事故により、汲取券及び売捌代金を亡失した場合は、甲は乙にその損害賠償の責を負わせることができる。

2 前項の規定による賠償金は、売捌代金の納付期限までに納入しなければならない。

(売捌人の委託期間等)

第11条 甲が乙に委託する期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、契約期間満了3か月前までに甲、乙双方から別段の意思表示がなされないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとし、以後同様とする。

(売捌事務委託の廃止)

第12条 乙は、汲取券売捌事務を廃止する場合は、その旨を市長に届けなければならない。

(指定の取消し及び売捌事務の委託の差止)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、売捌人の指定の取消し、又は

売捌事務委託の差止めをすることができる。

- (1) 要綱及びこの契約書の規定に違反したとき。
- (2) その他、売捌人としてふさわしくない行為があったとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 乙は、第三者に対し売捌事務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は委託業務に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

(協議事項)

第15条 要綱及びこの契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえおのおの1通を保有する。

年 月 日

委託者 (甲) 岩倉市栄町一丁目66番地  
岩倉市長

受託者 (乙)

様式第2 (第7条関係)

売 捌 人 引 受 申 請 書

1 申請人	住 所
	氏 名 電話
2 申請事項	売捌人の指定
3 資 格	
4 汲 取 券 売捌場所及び略図	
売捌場所 岩倉市	町 番地 電話
5 添付書類	(1) 申請人の住民票抄本 (2) 履歴書 (3) 身上書

岩倉市し尿汲取券売捌事務に関する取扱要綱に基づく売捌人の指定を受けたいので申請します。

年 月 日

住所  
申請人  
氏名

岩倉市長

殿

様式第3（第8条関係）

（ 指 定 記 号 番 号 ）

年 月 日

申 請 人 殿

岩倉市長

売 捌 人 指 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあつた売捌人の指定については、岩倉市し尿汲取券売捌事務に関する取扱要綱第8条に基づきあなたを売捌人に指定する。

なお、この指定通知書の写しと別紙売捌人受諾書を 月 日までに提出してください。

様式第4（第8条関係）

年 月 日

岩倉市長

殿

住所  
受託者  
氏名

売 捌 人 受 諾 書

年 月 日付け（指定記号番）で指定のあった岩倉市し尿汲取券売捌事務に関する取扱要綱に基づく売捌人を受諾します。

様式第5（第11条関係）

し尿汲取券交付申請書

し尿汲取券の交付を 受けようとする枚数	枚（500枚綴×冊）					
金額	円（枚×冊）					
交付及び納入累計	交付済汲取券		納入済売捌代金		残高	
	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額
	枚	円	枚	円	枚	円
特記事項						

し尿汲取券売捌事務委託料契約第3条に基づき上記のとおり、し尿汲取券の交付を申請しますので速やかに交付してください。

年 月 日

住所  
売捌人  
氏名

岩倉市長 殿





様式第7 (第13条関係)

し尿汲取券売捌実績報告書

月日から月日 までの売捌枚数	枚					
金額	円 (枚 × 冊)					
交付及び納入累計	交付済汲取券		納入済売捌代金		残高	
	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額
	枚	円	枚	円	枚	円
特記事項						

し尿汲取券売捌事務委託料契約第4条に基づき上記のとおり、  
 年 月 日から 年 月 日までの  
 し尿汲取券売捌実績を報告します。

年 月 日

住所  
 売捌人  
 氏名

岩倉市長 殿

様式第8 (第15条関係)

# 請 求 書

請求金額 金 円也
-----------

ただし、 月分し尿汲取券売りさばき事務委託料を上記のとおり請求します。

し尿汲取券売りさばき事務委託料明細			
売りさばき枚数 ( 枚 )	×	し尿汲取券1枚単価 ( 円 )	×
			売りさばき委託料率 ( 7 / 100 ) =
			委託金額 円
		委託金額 ( 円 )	×
			消費税額 ( 10 / 100 ) =
			円
合 計			円

年 月 日

売りさばき人 住所 岩倉市  
氏 名

岩倉市長 殿